

江東区基幹相談支援センター会計年度任用職員の募集について

江東区障害福祉部障害者施策課では、主に地域の相談支援事業所（※）の支援を行う基幹相談支援センターの設立にあたり、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

※相談支援事業所：障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、相談内容に対する情報提供や助言、必要な障害福祉サービスの利用に繋げる支援や、関連機関との連絡調整などを行う事業所。

1 募集人数	1 名
2 勤務場所	江東区基幹相談支援センター (江東区扇橋 3-7-2 江東区障害者福祉センター 1 階) ・東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「住吉駅」徒歩 12 分 ・都営バス「扇橋三丁目バス停」徒歩 1 分 「秋 26 系統」葛西駅前～秋葉原駅前 ・都営バス「扇橋二丁目バス停」徒歩 5 分 「東 22 系統」錦糸町駅前～東陽町駅前、東京駅丸の内北口
3 職務内容	(1) 障害者総合支援法第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターにおける事務に関すること (2) 前号に掲げるもののほか、障害者福祉に関すること (3) 災害時における補助業務

4 応募資格	次のいずれかの資格を有する方または採用予定日時点で資格取得見込の方で、職務の遂行に必要な能力を有する方。 (1)保健師または看護師の免許を有する方 (2)精神保健福祉士の登録を受けた方 (3)介護支援専門員の登録を受けた方 (4)社会福祉士の登録を受けた方 (5)相談支援従事者初任者研修の修了者であって、障害者等の相談支援業務に関する実務経験を5年以上有する方 (6)前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる方
5 求められる能力	(1)障害者の相談支援に必要な知識及び経験を有し、困難事例にも前向きに取り組むことができる。 (2)事業所や関係機関と良好なコミュニケーションを取ることができる。障害者の相談支援体制の充実に取り組むことができる。 (3)上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 (4)組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる。 (5)職務上知り得た個人情報等の秘密を守ることができる。(その職を退いた後も同様とする。) (6)服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる。 (7)Word, Excel等のソフトを操作し、基本的な入力・文書作成等の事務ができる。
6 任期	令和8年2月1日以降勤務開始可能日から令和8年3月31日まで ※1 原則として、採用後1か月間は、条件付採用期間となります。 ※2 令和8年4月1日以降、4回まで公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和8年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考のうえ、決定します。
7 勤務日数	1か月につき16日勤務（土日祝を除く）

8 勤務時間	1日につき7時間45分勤務（休憩時間1時間） ※勤務時間は8時30分から17時15分、休憩時間は12時から13時を基本とするが、業務都合により別途割り振りを定める。
9 休暇	年次有給休暇 ※一会計年度内において、任用期間が6か月以上ある場合のみ 夏季休暇（有給／7月1日～9月30日の間に取得可） 妊娠出産休暇（有給／産前6週間、産後8週間） その他、慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等
10 報酬	●報酬：月額 290,193 円（令和7年4月現在） ※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合あり。 ●通勤手当：上限 55,000 円／月 ※ただし、月途中の任用の場合は、任用開始月の通勤費は支給されません。また、距離や経路によっては支給要件があります。 ●期末・勤勉手当 ※基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給。
11 社会保険等	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入。 正規職員に準じて健康診断があります。
12 応募方法・ 申込期限	●提出書類：①江東区会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付） ②課題作文表紙・原稿用紙 ③資格証明書の写し（応募資格を満たすもの。取得見込みの方は申込書の資格・免許欄にその旨を記載） ●応募方法：上記①～③すべてを郵送または持参 ●申込期限：<u>令和7年12月17日（水）17時00分必着</u> ●郵送の場合：封筒の表面左下に「会計年度任用職員採用選考申込書類在中」と赤字で記載し、申込先へ郵送。 ●持参の場合：平日8時30分から17時00分に申込先へ持参。 ※申込書類は返却しません。また、今回の選考にのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。

1 3 選考方法	●一次選考：書類審査 結果通知：合否は決定後、メールならびに郵送にて通知 一時選考合格者には令和7年12月19日(金)正午までに別途連絡 ●二次選考：面接（一次選考の合格者を対象として実施） 日程：令和7年12月22日（月）から26日（金）を予定 （詳細は、一次選考合格者に対して別途お知らせします。） 場所：江東区役所庁舎内の会議室を予定 結果通知：合否決定後、郵送にて通知
1 4 注意事項	地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。 （1）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 （2）江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
1 5 申込み先・ 問い合わせ先	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（防災センター2階 窓口2-17） 障害者施策課 基幹相談支援センター開設準備係 儀部・武 電話番号：03-3647-2755 FAX：03-3699-0329